

〈参考資料〉中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領

| No. | 旧実施要領（R6 年度まで） | 新しい実施要領（R7 年度から） | 備考 |
|-----|---|--|---------|
| | — | <p>4. 2. 5 災害対応を事由とする有効期間の延長</p> <p>新申請期間に災害対応を実施した場合は、認定の有効期間を延長する申請を行うことができる。</p> <p>(1) 申請可能な条件</p> <p>申請開始日の 2か月前から申請締切日までの期間に以下規定の災害対応等に従事していること。</p> <p><規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・市町村等の行政機関との災害時の協定に基づく業務を契約または履行 <p>(2) 申請書類の提出</p> <p>申請者は、災害対応を事由とする有効期間の延長を申請する場合は、以下の申請書類を作成し、提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 認定期間の延長に関する申立書 二 当該業務の契約や履行が確認できる公的な書類（申立書の別紙に記載すること） <p>（例：契約書・施工計画書・完成通知書など工事開始日や終了日の日付が記載されているもの）</p> <p>(3) 延長期間</p> <p>原則として 1年とする。</p> | 新規追加 |
| | 4. 2. 5 認定の無効 | 4. 2. 6 認定の無効 | |
| | 8. 付則 この実施要領は、平成24年4月 1日から施行する。 この実施要領は、平成26年2月 21日から施行する。 この実施要領は、平成30年3月 20日から施行する。 この実施要領は、令和 2年3月 12日から施行する。 | 8. 付則 この実施要領は、平成24年4月 1日から施行する。 この実施要領は、平成26年2月 21日から施行する。 この実施要領は、平成30年3月 20日から施行する。 この実施要領は、令和 2年3月 12日から施行する。 この実施要領は、令和 7年8月●●日から施行する。 | 改訂年月の更新 |